

山口県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第十四号

山口県病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

山口県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第五条の規定による開示の請求（以下「公文書開示請求」という。）のうち、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）が保有している公文書に係るものは、法人に対してされた公文書開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第七条第一項の決定又は公文書開示請求に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による不服申立て（法人が保有している公文書に係るものに限る。）は、同条例第十五条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第十条第一項、第二十一条第一項又は第二十七条第一項の規定による開示の請求、訂正の請求又は個人情報

報の利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求（以下「個人情報開示請求等」という。）のうち、法人が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものは、法人に対してされた個人情報開示請求等とみなす。

5 この条例の施行の際現に山口県個人情報保護条例第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定又は個人情報開示請求等に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法の規定による不服申立て（法人が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものに限る。）は、同条例第三十条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

6 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務にあつては二万円、」及び「その他の」を削る。

別表第五口の備考中「~~獣医~~」を「~~獣医~~」に改め、「~~養豚~~」を削り、同表八の備考中「~~獣医~~」を「~~獣医~~」に改め、「~~飼育~~」を削る。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

7 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の5の表二の項を次のように改める。

二 削除

（山口県職員定数条例の一部改正）

8 山口県職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（山口県立病院を除く。）」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 山口県企業局の職員

一五五人

（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

9 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第二十号までを三号ずつ繰り上げる。

第九条第一項第三号を削る。

第十条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第十一条から第十九条の二までを次のように改める。

第十一条から第十九条まで 削除

（山口県収入証紙条例の一部改正）

10 山口県収入証紙条例（昭和三十九年山口県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「別表第一の5の表二の項、」を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

11 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

（知事等の給与の特例に関する条例の一部改正）

12 知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「山口県立総合医療センター若しくは山口県立こころの医療センターに勤務する者又はこれに準ずる者として規則で定める者」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十七第一項の規定に基づき他の普通地方公共団体に派遣された者」に改める。